

球磨川流域地域連携推進事業業務委託仕様書

1 業務委託名

球磨川流域地域連携推進事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

3 業務目的

本県では、令和2年7月豪雨から5年以上が経過し、災害を契機とした人口減少や産業衰退の危機が顕在化している。現在は「復旧・復興」段階から「地域の再生・発展」段階へ移行しており、県では「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」に基づき、「愛する地域で誰もが安心・安全に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域」の実現を目指し、安全・安心の早期確保や産業・雇用創出に取り組んでいる。

「緑の流域治水」の中核となる川辺川の流水型ダム事業については、国土交通省が令和9年度に本体着工を予定。球磨川流域の創造的復興を実現するためには、この大規模事業の効果を最大限地域へ波及させることが不可欠である。

一方、球磨川流域では人材不足や産業衰退が進行しており、ダム建設事業の効果を十分に享受するためには、流域全体が一体となって取り組む体制の構築が求められている。

本業務は、流水型ダム事業に伴う効果を五木村および相良村、さらには球磨川流域全体へ効果的かつ広域的に波及させるため、国・県・市町村・民間企業・地域住民等が連携して取り組むための仕組みと体制を構築し、地域連携方針を策定する。

また、地元企業の受注機会拡大、人材育成、観光振興、学術連携など多面的な取組みを推進し、持続可能な流域社会の形成を実現する。

4 地域連携方針の対象地域

地域連携方針の策定は、豪雨災害において、特に甚大な被害を受けた球磨川流域市町村（八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村）を対象とする。

5 業務内容

委託業務の内容は次の各項目のとおり。流域における各主体によるこれまでの取組みを改めて可視化し、さらにブラッシュアップするとともに、連携による新たなアイデアを模索、実証し、令和8年度中に地域連携方針の案を取りまとめ、連携体制のもと、方針に基づく取組みを推進していくための仕組み、体制づくりを支援すること。また、本業務の目的と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜委託者へ提案すること。

（1）現状把握・情報収集・優良事例調査

① 流域市町村、県、国等の計画や取組の整理

（例）令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン（令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議（第18回）資料も参照）、球磨川リバーミュージアム構想、JR肥薩線復興アクション

ンプラン、球磨川流域治水プロジェクト、人吉球磨観光復興戦略、流域市町村における復興計画や復興まちづくり計画 等

② 地元事業者、農林漁業団体、観光・教育機関等の取組整理

③ 他地域のダム事業を活用した振興事例の調査

④ 優良事例視調査（視察含む）の企画・実施・報告書作成
（例）

- ・「緑の流域治水」の取組み（森林・環境保全、雨庭等）
- ・人材育成、環境・防災教育の取組み（「緑の流域治水」、「川辺川アカデミア」等）
- ・観光振興（インフラツーリズム、エコツーリズム等）
- ・上下流交流（川・森づくり交流、特産品販売会等）
- ・流域ブランド戦略の磨き上げ、情報発信（「球磨川リバーミュージアム構想」との連携等）
- ・その他、連携により効果を期待できる取組み

（2）経済波及効果のデータ収集・分析

- ① 直接・間接・誘発効果の算定
- ② 年次更新手順の整備（経済波及データ更新のルール化）
- ③ 地元企業等への波及方法の検討（調達・雇用・観光等）

（3）連携体制の構築

- ① 既存組織を活用した体制の検討・運営規程案の作成（意思決定プロセスの明確化）
- ② 事務局機能の設計
- ③ 資金調達手法の検討

（4）新たな取組み（ソフト）の検討・調査・実証（既存の取組みのブラッシュアップを含む）

上記（1）～（3）を踏まえ、流域が連携して取組むことにより効果を期待できる取組みについて、実証を通じて調査検討を行う。

（5）連携方針の策定支援

上記（1）～（4）の業務を踏まえた方針の策定支援（方針の目的・理念・位置づけ・期間などの総論、連携体制、重点施策、資金計画等）

※ダム事業区域内の五木村及び相良村への効果波及を最優先とすること。

（6）その他上記（1）～（5）に附帯する業務

（7）業務に関する打合せ等

- ・本業務の着手に当たって、全体業務スケジュールを作成のうえ、委託者へ提出すること。
- ・本業務の実施においては、適宜委託者との打合せを行うこととし、関係団体等との協議を行った際は速やかに委託者へ報告すること。

（8）特記事項

契約上限額（30,000,000円）のうち5,000,000円については、上下流交流に係る検討・調査等のための経費として用途等を県が指定する。

6 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。また一部を再委託を行う場合、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、委託業務の内容やその他必要な事項を報告し、県の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

7 成果品

- (1) 業務内容を総括した報告書（様式任意） 8部
- (2) 地域連携方針案（連携体制の要綱や運営規程等を含む）
15部 A4版縦カラー（両面印刷）
※資料の見易さの観点からサイズ等に不具合がある場合は適宜所管課と協議すること。
- (3) 経済波及効果算定レポート・年次更新手順書 8部
- (4) 地域連携による施策計画・試行結果報告書 8部
- (5) 各種調査資料及びバックデータ 3部
- (6) 会議・打合せ議事録 3部
- (7) 上記の電子データ（CD-R） 1部
※汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること。

8 業務完了報告書の提出

業務が完了した際は、委託者に対し、令和9年（2027年）3月12日（金）までに業務完了報告書を提出すること。受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払い請求書を委託者に提出すること。

9 受託者の責務

- (1) 成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び計画期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- (3) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (4) 本仕様書に定めがない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は委託者の指示により、契約金額の範囲内でこれを実施する。
- (5) 受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ、業務を遂行するものとする。
- (6) 業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。